

○知立市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設等（道路・水路）の構造等技術基準等規則

平成19年3月27日規則第10号

改正

平成19年8月29日規則第32号

平成25年3月27日規則第23号

平成29年3月23日規則第14号

知立市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設等（道路・水路）の構造等技術基準等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市開発等事業に関する手続条例（平成19年知立市条例第12号）第3章及び第5章に規定する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用物 知立市法定外公共用物管理条例（平成元年知立市条例第23号）第2条で規定する公共用物をいう。
- (2) 道路後退線 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により境界線とみなされる線をいう。
- (3) 雨水浸透阻害行為 宅地開発等により、開発区域からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為をいう。
- (4) 雨水流出抑制 河川や下水道への負荷軽減のために、一時貯留施設等により流出雨水量を減少させることをいう。
- (5) 雨水流出抑制施設 雨水流出抑制を目的として設置される施設をいう。
- (6) 流末経路 雨水等が開発区域から河川に至るまでの流出する経路をいう。
- (7) 流末河川 雨水等が開発区域から流出する河川法（昭和39年法律第167号）第5条及び第100条で規定する河川をいう。

(開発区域の確定)

第3条 事業者は、市に公共用物の引継ぎが必要なときは、開発区域の確定を行うものとする。

(公共用物の付け替え)

第4条 事業者は、開発区域に市の管理する市有財産である公共用物が存在する場合は、新たに公共用物を設置するものとする。ただし、次の条件を満たさなければならない。

(1) 新たに設置される公共用物は、従前の公共用物と同一用途であり、規模及び機能が同等以上であること。

(2) 開発区域内での公共用物の起終点を変化させないこと。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公共用物の付け替えを要しないものとする。

(1) 公共用物の機能が喪失しているもの

(2) 公共用物が将来にわたり機能を有す必要性がないもの

(道路計画)

第5条 開発区域内の道路で、市に引継ぎできる道路は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、道路法（昭和27年法律第180号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、知立市人にやさしい街づくり推進計画及び地区計画に適合するものとする。

2 前項のほか、計画する道路は、交通量、交通の種類、道路の性格及び将来交通量の増加に配慮したものとする。

(引継ぎできる道路構造基準等)

第6条 市に引継ぎできる道路構造基準等は、次のとおりとする。

(1) 両端又は起終点が道路幅員4メートル以上の公道に接続し、幅員5メートル以上で、かつ、車両の通り抜けが可能な道路であること。

(2) 行き止まり道路（道路としての形態を有する土地で市長が別に定める基準を満たすものをいう。次号において同じ。）にあつては、片端が道路幅員4メートル以上の公道に接続し、道路幅員が6メートル以上であること。ただし、道路延長が50メートル以下のものに限る。

(3) 行き止まり道路の道路延長（当該行き止まり道路に道路としての形態を有する土地で前号の基準を満たさないものが接続している場合にあつては、当該行き止まり道路の道路延長に当該土地の延長を加えた延長）が35メートル以上である場合は、愛知県開発許可技術基準に準じた転回広場を設けるものとする。

(4) 新設道路の交差による交差角度及び新設道路の屈折角度は、原則75度以上とし、隅切り長3メートル以上の隅切りを設置するものとする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合において、隅切り長を4メートル以上とするときは、交差角度又は屈折角度を60度以上とすることができる。

(5) 新設道路を同じ既設公道に2か所以上接続するときは、新設道路間の道路中心間距離をおおむね16メートル以上離すものとする。

(6) 自転車歩行者専用道路の幅員は、4メートル以上とする。

(道路舗装構造)

第7条 新設道路の車道部の舗装厚は、社団法人日本道路協会の定めるアスファルト舗装要綱によるCBR試験を実施し、市と協議のうえ断面決定するものとする。

2 前項の規定によらない場合の車道部の舗装厚については、別に定める。

3 歩道部の舗装厚は、透水性舗装を標準として、別に定める。

(縦断勾配)

第8条 新設道路の最大勾配は、9パーセントとするものとする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、30メートル以下の区間に限り11パーセントとすることができる。

2 前項ただし書により9パーセントを超える場合は、滑り止め対策を行うものとする。

(道路側溝)

第9条 新設道路及び開発区域に接する道路の必要な部分には、道路側溝を整備するものとする。

2 車道部の側溝は、排水計画に適合した断面が確保されたPU3型300タイプの使用を標準とする。ただし、道路延長が30メートル以下であって、道路幅員が6メートルに満たない場合その他やむを得ない場合は、市と協議のうえ、PU3型250タイプを使用することができる。

3 歩道部の側溝は、排水計画に適合した断面が確保されたPU2型300タイプの使用を標準とし、車を宅地に乗り入れる場合は、PU3型300タイプの使用を標準とする。

4 前2項の規定により設置する側溝には、原則として蓋を掛け、5メートルごとに取手付きの細目格子蓋を設置するものとする。

5 第1項から第3項までの規定により設置する側溝のタイプについては、市と協議のうえ、第2項及び第3項に規定するタイプと同等以上のものを使用することができる。

6 道路を横断して排水施設を設ける場合は、横断暗渠(きょ)を標準とし、横断暗渠(きょ)以外の場合は、市と協議するものとする。

(歩道構造)

第10条 歩道は、原則としてセミフラット式とするものとする。ただし、排水計画において埋設雨水管を設置しない場合は、フラット式とするものとする。

2 歩道の幅員は、3メートル以上とするものとする。

(交通安全施設)

第11条 事業者は、交通安全上必要となる場所に、次に掲げる安全施設を設けるものとする。

- (1) 防護柵
- (2) 道路照明施設
- (3) 視線誘導標
- (4) 道路反射鏡
- (5) 区画線（交差点マークを含む。）

（道路擁壁）

第12条 新設道路を支持する擁壁は、見かけ高3メートルまでとするものとする。

（占用物件）

第13条 新設道路への占用物件は、占用者及び市と協議のうえ計画するものとする。

- 2 電柱及び電信柱は、道路区域外に設置することとする。ただし、道路に植栽帯が設置され交通に支障がないと認められる場合その他やむを得ない場合は、協議により道路区域に設置できるものとする。

（自動車乗り入れ口）

第14条 自動車駐車場の各出入口部は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条各号に規定されている箇所に設けてはならないものとする。ただし、敷地内歩道の設置及び視距の確保等の交通安全対策を図り、交通安全上支障がない場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書による場合は、所轄警察署と協議するものとする。
- 3 自動車の乗り入れ口は、原則1区画あたり1か所とする。ただしガソリンスタンド、駐車場、店舗等で自動車の乗り入れ数が多く見込まれる場合は、この限りでない。
- 4 歩道に面した自動車の乗り入れ幅等は、別表のとおりとする。
- 5 歩道がない場合は、自動車が車道部に直接出入りできる自動車駐車場は、連続して4台以上が駐車できないものとする。

（開発等事業における流末河川への流域の確認）

第15条 事業者は、都市計画法等の規定及び行政機関の定める河川等に関わる諸計画に整合させ、開発区域からの排水を接続する側溝等の流末河川へ至る経路を確認し、集水区域全体を考慮した排水計画を作成するものとする。

（開発等事業の排水計画の確認）

第16条 事業者は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第9条の規定に基づく雨水浸透阻害行為の許可が必要な事業について、開発等事業行為前後の雨水流出の急激な変化を抑

制するため、浸透柵(ます)、透水性舗装等の地下浸透対策及び貯留施設の設置等による雨水流出抑制対策を行うものとする。また、当該事業以外の事業についても、これらの地下浸透対策及び雨水流出抑制対策に努めるものとする。

- 2 地下浸透施設の設置にあつては、地形、土質その他の条件を考慮するものとする。
- 3 雨水流出抑制施設の構造等については、市との協議によるものとする。
- 4 民有地に設置された雨水流出抑制施設は、その施設を所有する者が良好に管理するものとする。
- 5 道路側溝への雨水管及び排水管の接続については、1区画あたりそれぞれ1か所とする。ただし、地形的にやむを得ない場合は、市との協議によるものとする。

(調整池等の設置)

第17条 開発等事業の事業者は、開発区域の面積が3,000平方メートル以上で、かつ、その周辺の流末排水経路の流下能力が低いとみなされる場合又は開発区域が1ヘクタール以上の場合、原則として1ヘクタール当たり600立方メートル以上の調整池等を設置するものとする。

- 2 調整池等の放流量及び構造については、協議によるものとする。

(市に引継ぎできる調整池)

第18条 市に引継ぎできる調整池の洪水調整方式は、自然放流方式(孔あきダム方式)とするものとする。

(市に引継ぎできる水路)

第19条 市に引継ぎできる道路に面しない箇所に設けた水路は、水路構造物を除き管理用地として1メートル以上設け、自然流下方式とするものとする。

(市に引継ぎしない調整池の管理)

第20条 事業者は、市に引継ぎしない調整池を流末河川及び流末経路が改修され、雨水流出抑制の必要がなくなるまで、将来にわたり適正に管理できるよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月29日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に知立市開発等事業に関する手続条例（平成19年知立市条例第12号）第7条の規定により協議されている開発等事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月23日規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に知立市開発等事業に関する手続条例（平成19年知立市条例第12号）第7条の規定により協議されている開発等事業については、なお従前の例による。